

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和4年10月13日

報告事項件名	頁
1 足立区立学童保育室の指定管理者業務評価結果について・・・・・・・・・・	2
2 民設学童保育室及び指定管理学童保育室の選考状況について・・・・・・・・	5
3 令和5年度学童保育室入室承認基準指数表の変更について・・・・・・・・・・	9

(地域のちから推進部)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年10月13日

件名	足立区立学童保育室の指定管理者業務評価結果について																													
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課																													
内容	足立区立学童保育室（亀田学童保育室ほか13か所）の令和3年度業務について、足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行なったので報告する。																													
	1 評価委員会開催日 令和4年7月12日（火）																													
	2 評価対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日																													
	3 評価委員会委員構成（計4名）																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 1032 644 1088">種別</th> <th data-bbox="644 1032 911 1088">氏名</th> <th data-bbox="911 1032 1398 1088">役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 1088 644 1335" rowspan="2">学識経験者等</td> <td data-bbox="644 1088 911 1279">豊倉厚 【委員長】</td> <td data-bbox="911 1088 1398 1279">東京都放課後児童支援員認定資格研修講師 東京YMCA社会体育・保育専門学校 非常勤講師</td> </tr> <tr> <td data-bbox="644 1279 911 1335">池部彩子</td> <td data-bbox="911 1279 1398 1335">社会保険労務士</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1335 644 1391">区民</td> <td data-bbox="644 1335 911 1391">大久保孝雄</td> <td data-bbox="911 1335 1398 1391">足立区立加平小学校PTA会長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1391 644 1447">区職員</td> <td data-bbox="644 1391 911 1447">飯塚尚美</td> <td data-bbox="911 1391 1398 1447">学校運営部学務課長</td> </tr> </tbody> </table>			種別	氏名	役職等	学識経験者等	豊倉厚 【委員長】	東京都放課後児童支援員認定資格研修講師 東京YMCA社会体育・保育専門学校 非常勤講師	池部彩子	社会保険労務士	区民	大久保孝雄	足立区立加平小学校PTA会長	区職員	飯塚尚美	学校運営部学務課長													
	種別	氏名	役職等																											
学識経験者等	豊倉厚 【委員長】	東京都放課後児童支援員認定資格研修講師 東京YMCA社会体育・保育専門学校 非常勤講師																												
	池部彩子	社会保険労務士																												
区民	大久保孝雄	足立区立加平小学校PTA会長																												
区職員	飯塚尚美	学校運営部学務課長																												
4 評価方法 提出資料の評価、指定管理者への質疑応答																														
<提出資料>																														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1637 491 1693">1</td> <td data-bbox="491 1637 906 1693">事業計画書（選定審査時）</td> <td data-bbox="906 1637 981 1693">8</td> <td data-bbox="981 1637 1390 1693">就業規則等労務関係書類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1693 491 1749">2</td> <td data-bbox="491 1693 906 1749">年間行事計画書</td> <td data-bbox="906 1693 981 1749">9</td> <td data-bbox="981 1693 1390 1749">防災等各種マニュアル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1749 491 1805">3</td> <td data-bbox="491 1749 906 1805">年間行事実施報告書</td> <td data-bbox="906 1749 981 1805">10</td> <td data-bbox="981 1749 1390 1805">施設の鍵管理簿</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1805 491 1861">4</td> <td data-bbox="491 1805 906 1861">決算関係書類</td> <td data-bbox="906 1805 981 1861">11</td> <td data-bbox="981 1805 1390 1861">施設点検書類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1861 491 1917">5</td> <td data-bbox="491 1861 906 1917">職員名簿</td> <td data-bbox="906 1861 981 1917">12</td> <td data-bbox="981 1861 1390 1917">おやつ献立表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1917 491 1973">6</td> <td data-bbox="491 1917 906 1973">職員研修実施状況</td> <td data-bbox="906 1917 981 1973">13</td> <td data-bbox="981 1917 1390 1973">学童だより</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1973 491 2029">7</td> <td data-bbox="491 1973 906 2029">労働条件チェックシート</td> <td data-bbox="906 1973 981 2029">14</td> <td data-bbox="981 1973 1390 2029">保護者アンケート結果</td> </tr> </tbody> </table>			1	事業計画書（選定審査時）	8	就業規則等労務関係書類	2	年間行事計画書	9	防災等各種マニュアル	3	年間行事実施報告書	10	施設の鍵管理簿	4	決算関係書類	11	施設点検書類	5	職員名簿	12	おやつ献立表	6	職員研修実施状況	13	学童だより	7	労働条件チェックシート	14	保護者アンケート結果
1	事業計画書（選定審査時）	8	就業規則等労務関係書類																											
2	年間行事計画書	9	防災等各種マニュアル																											
3	年間行事実施報告書	10	施設の鍵管理簿																											
4	決算関係書類	11	施設点検書類																											
5	職員名簿	12	おやつ献立表																											
6	職員研修実施状況	13	学童だより																											
7	労働条件チェックシート	14	保護者アンケート結果																											

	<p>5 評価対象学童保育室および評価結果（令和3年度） P 4 足立区学童保育室指定管理者業務評価一覧参照</p> <p>6 委員会での主な意見</p> <p>(1) 前年度の保護者アンケートで評価が低かった項目についての的確に分析を行い、改善できている。</p> <p>(2) SDGsについて、学童保育のプログラムのメニューに取り入れて、子どもたちが興味を持ち、体験を通じて楽しく学んでいけるような取り組みを実施しており、評価できる。</p> <p>(3) 就業規則の変更が必要な箇所があるので、育児介護休業法の改定にあわせて見直しをしていただきたい。</p> <p>7 評価結果の公表 区ホームページにて令和4年11月頃掲載予定</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 今回の評価結果を指定管理者に通知し、今後の業務改善につなげていくよう指導していく。</p> <p>2 今回改善を要望した事項について、実地調査により改善結果を確認していく。</p>

足立区学童保育室指定管理者業務評価結果一覧


No	学童保育室	室数	事業者・代表者氏名	R3年度委託料決算額	令和2年度評価結果			令和3年度評価結果			対昨年度比評価
					点数	得点率	評価	点数	得点率	評価	
1	亀田	3	株式会社 プライムツーワン 代表取締役 佐藤範夫	48,406,846円	37	74%	B+	37	74%	B+	→
2	新田西	1		15,987,582円	39	78%	A-	37	74%	B+	↓
3	つぼみ	1	株式会社 マミー・インターナショナル 代表取締役 伊藤勝康	15,140,167円	37	74%	B+	38	76%	A-	↑
4	なかよし	1	株式会社 明日葉 代表取締役 大隈太嘉志	16,797,401円	/			35	70%	B+	/
5	中島根	1	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子	16,852,299円	44	88%	A	44	88%	A	→
6	新田学園第二	3		45,142,930円	41	82%	A-	41	82%	A-	→
7	さかえっこ	1		16,532,926円	42	84%	A	42	84%	A	→
8	新田学園	1		16,583,861円	39	78%	A-	40	80%	A-	→
9	せきや	2	社会福祉法人 桑の実会 理事長 濱野賢一	33,129,414円	43	86%	A	41	82%	A-	↓
10	足立	1		16,764,190円	41	82%	A-	40	80%	A-	→
11	しまねっ子	1		16,813,525円	41	82%	A-	42	84%	A	↑
12	東栗原	1		16,939,854円	43	86%	A	44	88%	A	→
13	千寿	1		16,877,752円	43	86%	A	42	84%	A	→
14	竹の塚	1	いきいきチャイルドケアあだち 代表取締役 伊藤治光	15,526,008円	41	82%	A-	40	80%	A-	→

※ 【別添資料】令和4年度（令和3年度業務）足立区立学童保育室指定管理者等評価委員会評価結果資料 参照

※ 評価点は、評価項目ごとに全委員の評価点の平均点を算出し、これを合計したものである。合計した評価点は、小数点以下は切捨て、整数とする。

足立区学童保育室指定管理者等評価委員会 評点における評価対応表

委員会の評点	45点以上	42点以上 44点以下	38点以上 41点以下	34点以上 37点以下	30点以上 33点以下	28点以上 29点以下	27点以下
委員会の評価	A+	A	A-	B+	B	B-	C

<p>件名</p>	<p>民設学童保育室及び指定管理学童保育室の選考状況について</p>								
<p>所管部課名</p>	<p>地域のちから推進部住区推進課</p>								
<p>内容</p>	<p>令和4年3月に改定した「足立区学童保育室整備計画」に基づき、令和5年4月1日に民設学童保育室4か所の開設を予定している。また、指定管理学童保育室については、指定管理期間満了に伴う2か所の更新と1か所の新規開設を予定している。</p> <p>これらについて、次のとおり報告する。</p> <p>1 民設学童保育室の選考状況について</p> <p>(1) 審査会開催日 令和4年9月30日（金）</p> <p>(2) 応募・審査件数</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 大谷田小学校・長門小学校地域</td> <td>応募なし</td> </tr> <tr> <td>イ 千寿小学校・千寿桜小学校地域</td> <td>応募なし</td> </tr> <tr> <td>ウ 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域</td> <td>2事業者が応募</td> </tr> <tr> <td>エ 東加平小学校地域</td> <td>応募なし</td> </tr> </table> <p>(3) 運営予定事業者</p> <p>ア 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域</p> <p>(ア) 名称 株式会社キッズホーム爨</p> <p>(イ) 法人所在地 市川市妙典2丁目4番12号</p> <p>(ウ) 設置予定地 足立区千住柳町32番1号 1階</p> <p>(エ) 定員 40人</p> <p>(オ) 案内図 (★印)</p> 	ア 大谷田小学校・長門小学校地域	応募なし	イ 千寿小学校・千寿桜小学校地域	応募なし	ウ 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	2事業者が応募	エ 東加平小学校地域	応募なし
ア 大谷田小学校・長門小学校地域	応募なし								
イ 千寿小学校・千寿桜小学校地域	応募なし								
ウ 千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域	2事業者が応募								
エ 東加平小学校地域	応募なし								

	<p>(カ) 選定理由等 基準となる総合評価点数の6割を超える1233点を獲得した。特に、学童開設までの準備や子どもの育成支援についての評価が高く、異議なく選定された。 ※ 審査結果の詳細はP7、P8のとおり。</p> <p>(4) 応募がなかった3地域の対応について ア 応募がなかった理由 公募対象地域において、2方向避難や面積等の条件で学童保育室に適した物件が見つからなかったため。 イ 再公募（令和5年度実施） 公募対象地域を拡大するなどの応募条件の見直しを検討しながら、令和5年度の再公募に向けて準備を進めていく。 ウ 待機児童ゼロに向けて 再公募の3地域に加えて令和5年度に計画している5地域を公募することにより、令和4年3月の足立区学童保育室整備計画で策定した令和6年9月末の待機児童ゼロを目指していく。</p> <p>2 指定管理学童保育室運営事業者の応募状況について 指定管理期間満了に伴う学童保育室2か所と新規開設に伴う学童保育室1か所を公募したところ下記の応募があった。</p> <p>(1) 指定管理期間満了に伴う学童保育室 ア 亀田学童保育室（亀田小学校内） (ア) 設置場所 足立区西新井栄町一丁目1番1号 (イ) 定員 3室150名 (ウ) 選定審査件数 1事業者 イ 新田学園・新田学園第二学童保育室（新田学園第一・第二校舎内） (ア) 設置場所 新田学園第一校舎 足立区新田三丁目34番2号 新田学園第二校舎 足立区新田三丁目30番16号 (イ) 定員 新田学園学童保育室 1室 50名 新田学園第二学童保育室 3室 120名 (ウ) 選定審査件数 2事業者</p> <p>(2) 新規開設に伴う学童保育室 ア 鹿浜未来学童保育室（〈仮称〉鹿浜未来小学校内） (ア) 設置場所 足立区鹿浜五丁目18番 (イ) 定員 2室65名 (ウ) 選定審査件数 3事業者</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 民設学童保育室については、事業者との連絡を密に取りながら進捗状況を把握し、令和5年4月開設に向けて進行管理を徹底させる。 2 指定管理学童保育室については、指定管理者選定審査会において候補者の選定後、指定に向けた事務処理を進める。</p>

民設学童保育室の選考状況について【千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域】

1 施設の概要

- (1) 所在地 足立区千住柳町3番1号 1階
- (2) 構造 鉄骨造3階建て
- (3) 学童保育室使用部分の延床面積 120.70㎡

2 運営予定事業者の概要

団体名	株式会社キッズホーム爨
設立年月日	平成26年6月26日
事業概要	児童福祉施設の設置・運営
代表取締役	國澤 佳奈子
主な運営実績	足立区 学童保育室1か所 市川市 認可保育所2か所 流山市 認可保育所3か所、小規模保育施設1か所 他

3 学童保育室の保育支援方針の概要、税理士による財務診断結果及び収支計画の概要

(1) 保育支援方針の概要

- ・ 子どもたち自身が主体性をもって運営する。
未来を担う子ども達は変化の激しい世の中を生き抜くために、自律し自身で考え、他者と協力し、課題を解決する力が必要である。保育者は子どもたちの補助役、サポーターとして関わり、子どもたちと意見を交わしながら、子どもたちが主体となって運営することが必要であると考えます。
- ・ 好きなことを探求できる成長環境を提供する。
子どもたちがより成長するのは、座学などの受動的な学びをしているときではなく、主体的な学びをしているときであると考えます。その主体的な学びが行われるのは、正に子どもたちが好きなことを熱中して探求しているときであると考えます。

(2) 税理士による財務診断結果

評価点数			総合評価	コメント
安全性	収益性	経営効率	(A～D)	
3	5	4	A	最終期が5か月しかなかったため、収益性と経営効率の判断は前期、前々期で判断した。企業の収益性及び経営効率は非常に良好である。

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(千寿双葉小学校・千寿本町小学校地域)

項番	評価項目		配点	事業者名 株式会社 キッズホーム樂		事業者名 A社	
	分類	説明		得点	割合	得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	42	84.0%	42	84.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	44	88.0%	42	84.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	38	76.0%	44	88.0%
		小計	150	124	82.7%	128	85.3%
4	学童保育室の施設について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	38	76.0%	36	72.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	40	80.0%	40	80.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	38	76.0%	38	76.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	38	76.0%	38	76.0%
		小計	200	154	77.0%	152	76.0%
8	学童開設までの準備について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	44	88.0%	34	68.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	46	92.0%	38	76.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	44	88.0%	36	72.0%
		小計	150	134	89.3%	108	72.0%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	36	72.0%	38	76.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	38	76.0%	34	68.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	40	80.0%	36	72.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	38	76.0%	40	80.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	42	84.0%	42	84.0%
		小計	250	194	77.6%	190	76.0%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	42	84.0%	40	80.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	42	84.0%	36	72.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	40	80.0%	40	80.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	40	80.0%	40	80.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	40	80.0%	42	84.0%
		小計	250	204	81.6%	198	79.2%
21	子どもの育成支援について 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	42	84.0%	40	80.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	40	80.0%	36	72.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%	40	80.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	42	84.0%	38	76.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	42	84.0%	42	84.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	42	84.0%	34	68.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	40	80.0%	40	80.0%
		小計	350	284	81.1%	270	77.1%
28	保護者・学校・地域・関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	40	80.0%	42	84.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	38	76.0%	42	84.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	40	80.0%	40	80.0%
		小計	150	118	78.7%	124	82.7%
合計			1,500	1,212	80.8%	1,170	78.0%

項番	評価項目			加点	得点	割合	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)					
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0	0	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)					
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	21	70.0%	21	70.0%
総計				1,605	1,233	76.8%	1,191	74.2%

順位			
1		2	

件名	令和5年度学童保育室入室承認基準指数表の変更について												
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課												
内容	<p>令和5年度の学童保育室入室審査における入室承認基準指数表について、次のとおり変更する。</p> <p>1 夜間就労者に対する承認基準の見直し</p> <p>在宅勤務等で保護者が不在とはならない家庭が存在する中で、夜間就労者が睡眠のため在宅していることを理由に、他の申請理由より優先順位を下げる取り扱いは、不利益となるため次のとおり承認基準を変更する。</p> <p>※ 令和4年度対象申請件数 18件 / 約5,500件</p> <p>(1) 令和4年度の承認基準</p> <p>ア 日中に睡眠を取る必要があるため、午後の勤務時間が要件に満たない場合でも、週5日以上かつ38時間45分以上就労している場合は、入室を可能としている。</p> <p>イ 午後の時間に在宅していることから、最低限の保育が可能として、以下の取り扱いをしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年生の優先承認の除外 ・ 申請理由別の優先順位が一番低い <p>(2) 変更内容</p> <table border="1" data-bbox="432 1485 1393 1832"> <thead> <tr> <th>審査項目</th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労の条件 週5日以上かつ 38時間45分以上就労</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>1年生優先承認</td> <td>適用する</td> <td>適用しない</td> </tr> <tr> <td>基準指数(分類3) ※最高点20点</td> <td>12点</td> <td>9点</td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	変更後	変更前	就労の条件 週5日以上かつ 38時間45分以上就労	変更なし		1年生優先承認	適用する	適用しない	基準指数(分類3) ※最高点20点	12点	9点
審査項目	変更後	変更前											
就労の条件 週5日以上かつ 38時間45分以上就労	変更なし												
1年生優先承認	適用する	適用しない											
基準指数(分類3) ※最高点20点	12点	9点											

2 単身赴任世帯の補正指数引き上げ

放課後における児童の保護育成を一人の保護者が行う世帯という点では、ひとり親世帯と同じであるため、**補正指数を2点から3点に引き上げる。**

※ 令和4年度の単身赴任加算件数 79件 / 約5,500件

	番号	条 件		加・減算 指数
新	補①	父母の状況	ひとり親世帯・両親不存在・ 単身赴任世帯	3
旧	補①	父母の状況	1 ひとり親世帯・両親不存在	3
			2 単身赴任	2

3 今後のスケジュール

令和4年

10月21日（金曜日）

入室申請案内の配布開始

11月7日（月曜日）～12月1日（木曜日）

入室申請一斉受付開始

令和5年

2月17日（金曜日）

入室承認(不承認)通知発送（一斉受付分）

問題点
今後の方針

区民に対し入室申請案内や区ホームページで周知を行うほか、申請受付時に変更点の説明を行う。

足立区立学童保育室入室承認基準指数表新旧対照表
(令和5年度の入室審査から適用)

1 深夜就労の基準指数変更 (基準指数)

	就労などの類型		父母の状態		基準指数
	分類	申請理由	就労等の状況	午後1時～午後5時の時間帯における週の就労合計時間	
新	3	就労 ※13時～17時の週合計時間が12時間未満	週5日以上勤務で一週間の就労合計時間が38時間45分以上	12時間未満	12
旧	3	就労 ※13時～17時の週合計時間が12時間未満	週5日以上勤務で一週間の就労合計時間が38時間45分以上	12時間未満	9

2 深夜就労に対する1年生優先承認の適用 (学年による承認順位)

新	1年生の児童	基準指数が12以上を有する家庭の児童を承認とし、1年生の申請数が定員数を超える場合は、最終指数上位より定員数までを承認とする。ただし、以下に該当する場合は、適用しない。 ・補正指数⑤に該当する場合。 (削除)
旧	1年生の児童	基準指数が12以上を有する家庭の児童を承認とし、1年生の申請数が定員数を超える場合は、最終指数上位より定員数までを承認とする。ただし、以下に該当する場合は、適用しない。 ・補正指数⑤に該当する場合。 ・基準指数が分類番号3である場合。

3 単身赴任世帯の補正指数変更 (補正指数)

	番号	条 件		加・減算指数
新	補①	父母の状況	ひとり親世帯・両親不存在・ 単身赴任世帯	+3
旧	補①	父母の状況	1 ひとり親世帯・両親不存在	+3
			2 単身赴任	+2

別表2 (第3条関係) 足立区立学童保育室入室承認基準指数表

1 基準指数

(令和5年度の入室審査から適用)

就労などの類型		父母の状態			基準指数	基準番号	
分類	申請理由	就労等の状況		午後1時～午後5時の時間帯における週の就労合計時間			
		週	1日				
1	就労・就学 ※就学は就労に必要な技術習得を目的とした就学に限る。	5日以上 (月20日以上)	7時間45分以上	18時間以上	20	1-1	
				15時間以上18時間未満	18	1-2	
				12時間以上15時間未満	16	1-3	
			4時間以上 7時間45分未満	18時間以上	19	1-4	
				15時間以上18時間未満	17	1-5	
				12時間以上15時間未満	15	1-6	
		4日 (月16日～19日)	7時間45分以上	15時間以上	18	1-7	
				12時間以上15時間未満	16	1-8	
				4時間以上 7時間45分未満	17	1-9	
			3日 (月12日～15日)	7時間45分以上	12時間以上	16	1-11
					4時間以上 7時間45分未満	15	1-12
				12時間以上	15	1-12	
2	就労 ※深夜を含む不規則勤務の場合	4週間における週平均の就労時間が38時間45分以上で、深夜帯(22時から翌5時まで)を含む勤務が2回以上		月(4週間)のうち12時間以上の週が1週以上	20	1-13	
3	就労 ※13時～17時の週合計時間が12時間未満	週5日以上勤務で一週間の就労合計時間が38時間45分以上		12時間未満	12	1-14	
4	両親不存在	父母が常時不存在(死亡・離別・行方不明・拘禁など)			20	3-1	
5	保護者の病気・心身の障がいなど	入院	常時入院(入退院を繰り返している)		20	4-1	
		自宅内療養	専門機関の指示書などによる療養の状況が放課後の保護育成にあたるのが困難		15	4-2	
		心身の障がい	愛の手帳1度 身体障害者手帳1・2級 精神障害者保健福祉手帳1級		18	4-3	
			愛の手帳2・3度 身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2級		15	4-4	
			愛の手帳4度・身体障害者手帳4級 精神障害者保健福祉手帳3級		12	4-5	
6	看護・介護	自宅外で親族等の看護・介護にあたる場合は、分類番号1の基準に準じる。			20～15	5-1～12	

(1) 分類番号1、2、3における就労時間には、休憩時間を含むものとする。

2 補正指数（基準指数に補正指数を加減して最終指数を算出する）

番号	条 件		加・減算指数
補①	父母の状況	ひとり親世帯・両親不存在・ 単身赴任世帯	+ 3
補②	学年補正	1年生・2年生	+ 10
		3年生	+ 6
		4年生	+ 2
補③	住所	区外在住者（転入予定者を除く。）	- 3
補④	心身の障がいの有無	1 入室申請児童が愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者手帳のいずれかを交付されている場合。	+ 4
		2 入室申請児童が補④1に掲げる手帳を交付されておらず、障害児通所支援受給者証のみ交付されている場合。	+ 2
補⑤	保護者負担金の滞納	申請児又は、同家庭の在室児及び卒室児に滞納がある世帯	- 20

3 学年による承認順位

1	1年生の児童	基準指数が12以上を有する家庭の児童を承認とし、1年生の申請数が定員数を超える場合は、最終指数上位より定員数までを承認とする。ただし、以下に該当する場合は、適用しない。 ・補正指数⑤に該当する場合。
2	項番1に該当しない児童	項番1に該当しない1年生及び2年生から6年生について在籍可能数（定員から項番1で承認した1年生を減じた数）に達するまで、最終指数の上位から承認する。

4 調整事項

（最終指数が同じ場合は、順番1から順に審査し承認者を決定する）

順番	項目	調整事項
1	学年	学年の低い方を優先する。
2	就労場所	父母ともに就労場所が居宅外である方を優先する。 *ひとり親世帯の場合は申請している親のみを対象とする。
3	父母の基準指数合計	父母の基準指数を合計した値が高い方を優先する。 *ひとり親世帯の場合は、合計する相手の基準指数を20とみなす。
4	申請児童の自宅と父母の勤務地までの直線距離	申請児童の自宅と父母の勤務地を直線距離で測定し遠い方を優先する。 *父母の勤務地の近い方を審査の対象とする。 *日によって仕事の現場が変わる場合は、事務所を勤務地とみなす。事務所がない場合は、自宅を勤務地とみなす。
5	学校から自宅までの距離	学校から申請児童の自宅までの距離の遠い方を優先する。
6	その他	区長が特に必要と認める事項

(1) 順番1 学年による調整において承認者が決定しない場合は、1 基準指数の分類番号1、2、4、5 及び6に該当する者の中から、順番2から順番6により承認者を決定する。

(2) 前項による決定後、1 基準指数の分類番号3に該当する者の中で、順番5及び順番6により承認者を決定する。